

令和8年7月始良市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時：令和8年7月31日(金) 午後1時30分～
2. 開催場所：始良市役所 本庁舎4階 入札室
3. 出席委員：農業委員 農地利用最適化推進委員

【農業委員】

1 番	猶木 悟	1 1 番	白尾 親昭
2 番	大重 孝司	1 2 番	平 富士夫
3 番	市藺 由美子	1 3 番	牧野田 隆平
4 番	市野 たつ子	1 4 番	宮原 千年
5 番	長野 洋一	1 5 番	森山 良久
6 番	杉尾 敏憲	1 6 番	橋本 好文
7 番	三宅 利秋 (欠席)	1 7 番	松元 信道
8 番	扇藺 弘行 (欠席)	1 8 番	山下 妙子
9 番	緒方 清隆	1 9 番	夏田 恒
1 0 番	内飴 達也		

【農地利用最適化推進委員】

1 番	新村 秋弘	7 番	福ヶ迫 浩二
2 番	中村 博明	8 番	柚木 利雄
3 番	東村 和人	9 番	小門口 隆
4 番	福元 誠	1 0 番	中尾 和久
5 番	隈原 康男	1 1 番	松永 政裕
6 番	東 裕治	1 2 番	本村 正一

4. 議事日程

01. 議事録署名委員の指名
02. 会議書記の指名
03. 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
04. 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
05. 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
06. 議案第4号 非農地証明について
07. 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更(除外)について
08. 議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(貸借)について
09. 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(貸借)の認可について
10. 農地利用集積計画(貸借)の合意解約報告
11. その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 事務局長補佐兼農地係長 農地係主幹 農地係主任主査 農地係主査
振興係長 振興係主任主査

	事務局	姿勢を正してください。一同礼。
議 長		ただいまから、令和８年７月、 始良市農業委員会総会を開会いたします。 出席農業委員は、１９名中１７名で、定足数に達しておりますので、本総会は、成立しております。 ——— 会務報告 ———
議 長		まず、会務報告について、事務局からの報告を求めます。
	事務局	〔事務局 報告〕
		——— 日程第１ 議事録署名委員の指名 ———
議 長		次に、日程第１、始良市農業委員会会議規則第１７条第２項に規定する、議事録署名委員についてですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。
	委 員	『異議なし』
議 長		それでは、農業委員９番、農業委員１０番に、お願いいたします。
		——— 日程第２ 会議書記の指名 ———
議 長		次に、日程第２、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の局長補佐兼農地係長と振興係長を指名いたします。 これからの議案の審議では、農業委員会法第３１条規定の議事参与の制限に該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いし、関係議案終了後に入室、着席をお願いします。 なお、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、規定により申し出ていただき、退席等よろしくをお願いいたします。

—— 日程第3 議案第1号 ——

議 長

次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から8番について、説明をお願いします。

まず、1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明します。総会資料は、1から2ページです。今月の申請件数につきましては、8件となっております。

なお、総会資料の2ページの8番が〇〇委員に関連する議案となっております。つきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定「議事参与の制限」に基づき、議案の採決に参加できませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから調査書がございますので、審議の参考としてください。

それでは、まず、1番について説明します。

譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、加治木町小山田の、畑が1筆で、面積が1,516㎡、姉妹間の贈与による所有権移転です。

以上で、1番の説明を終わります。

議 長

ただいまの説明に関連して、農業委員4番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委 員

はい、農業委員4番です。調査報告いたします。令和8年7月16日、譲受人に電話連絡して聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人の労働力は2人で、農業用機械は、トラクター、管理機、軽トラック、刈払機、それぞれ1台揃っており、畑もきれいに耕耘されていきました。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。

以上で報告を終わります。

議 長

次に、2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、引き続き2番につきまして説明します。

譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、加治木町反土の、畑が1筆で、面積が209㎡、売買による所有権移転です。

以上で、2番の説明を終わります。

議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 8 番に代わりまして、推進委員 7 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、推進委員 7 番です。調査報告いたします。令和 8 年 7 月 13 日、代理人の行政書士に聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人の労働力は 1 人で、農業用機械は、刈払機 3 台を所有されており、約 9 年前から申請地を耕作しているとのことでした。通作距離は、自宅から所要時間 2 分で問題ありません。なお、取得後は、一般野菜を栽培するとのことでした。当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。
議 長	次に、3 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、引き続き 3 番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、三拾町の、田が 3 筆で、合計面積が 1, 525 m²、贈与による所有権移転です。 以上で、3 番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 18 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、農業委員 18 番です。調査報告いたします。令和 8 年 7 月 17 日、譲受人とは場で聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人の労働力は 2 人で、もともと耕作されている田で、農業用機械は、田植機、コンバイン、乾燥機など揃っております。正ヶ橋の田は、現在雑草が生えていますが、整備後に野菜を植えたいとのことでした。当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。
議 長	次に、4 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、引き続き 4 番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、加治木町木田の、田が 1 筆で、面積が 2, 547 m²、売買による所有権移転です。 以上で、4 番の説明を終わります。

議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 11 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、農業委員 11 番です。調査報告いたします。令和 8 年 7 月 15 日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は、譲受人がこれまで水稻を耕作しており、取得後も耕作していくとのことでした。労働力は 3 人で、農業用機械は、トラクター 2 台、コンバイン、田植機、乾燥機 2 台、軽トラック等を所有されております。当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。
議 長	次に、5 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、引き続き 5 番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、蒲生町北の、田が 6 筆で、合計面積が 6, 511 m²、親子間の贈与による所有権移転です。 以上で、5 番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員 9 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、推進委員 9 番です。調査報告いたします。令和 8 年 7 月 18 日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。労働力は、本人と父母の 3 人で、農業用機械は、トラクター、田植機、コンバインなど、水稻作付けに必要な農機具は一式所有されております。通作距離は、自宅から約 2 km、車で 8 分程度で問題ありません。当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。
議 長	次に、6 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、引き続き 6 番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、加治木町木田の、田が 1 筆で、面積が 1, 248 m²、売買による所有権移転です。 なお、本件は 7 月 10 日に行われました、あっせん会議で売買の合意が成立し、それに伴い申請がなされたものです。 以上で、6 番の説明を終わります。

議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 11 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、農業委員 11 番です。調査報告いたします。令和 8 年 7 月 14 日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は、譲受人が水稻を耕作しており、取得後も耕作されるということでした。譲受人の労働力は、1 名です。農業用機械は、トラクター、田植機、脱穀機、軽トラック等を所有されています。当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。
議 長	次に、7 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、引き続き 7 番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、加治木町西別府の、田が 1 筆で、合計面積が、1, 16 2 m²、売買による所有権移転です。 以上で、7 番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員 6 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、推進委員 6 番です。調査報告いたします。令和 8 年 7 月 17 日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地については、行政書士が立ち合い、現地確認を行いました。譲受人の労働力は、本人と妻の 2 人です。申請地までは、自宅から徒歩 1 分です。農業用機械は、トラクター、耕耘機、軽トラック、刈払機を所有しており、申請地は、畑として耕作する予定となっております。当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。
議 長	次に、8 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、引き続き 8 番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、中津野の、田が 1 筆で、面積が 1 4 6 m²、贈与による所有権移転です。 以上で、8 番の説明を終わります。

議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 15 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、農業委員 15 番です。調査報告いたします。令和 8 年 7 月 14 日、申請地を調査し、譲受人と電話にて聞き取りを行いました。申請地は、自宅の目の前で、現在田植えも済んで、きれいに管理されています。譲受人の労働力は奥さんと息子の 3 人で、農作業用機械は、トラクター、田植機、コンバイン等を所有しています。当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。
議 長	それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 8 番について、質疑に入ります。 なお、8 番については、議事参与制限により、本日の総会に、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。 それでは、1 番から 7 番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 7 番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 7 番については、原案のとおり、決定いたしました。 それでは、8 番の関係者、農業委員 16 番の退席をお願いします。 〔委員退席〕
議 長	8 番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。

委員 議長	〔質疑・意見なし〕 それでは、お諮りいたします。 議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての、8 番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員 議長	〔賛成多数〕 賛成多数により、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての、8 番については、原案のとおり、決定いたしました。 農業委員 16 番の着席をお願いします。
——— 日程第 4 議案第 2 号 ——— 議長 事務局 議長	
次に、日程第 4、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。 1 番について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、3 ページでございます。今月の申請件数につきましては、1 件となっております。 それでは、1 番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、〇〇、申請地は、西餅田の田が 1 筆で、面積は、6 3 5 m²のうち 3 5 3 m²です。農地区分、は第 3 種農地で、転用目的は、貸駐車場となっております。申請理由は、近隣の駐車場不足を解消するためです。 こちらの申請は、工事の完了報告があった日から 3 年間 6 か月ごとに事業の実施状況を報告することを許可書の条件に付します。 以上で説明を終わります。 ただいまの説明に関連し、農業委員 14 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。	

	委 員	はい、農業委員14番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から東に、約250mの位置にあります。土留め工法は、塀ブロック0.4m、被害防除現況としましては、東が市道、西が用悪水路と宅地と田（転用許可地）、南が田（転用申請地）、北が市道です。申請実現の確実性として、計画面積の妥当性は適当で、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長		これより、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、質疑に入ります。 質疑のある委員は、挙手をお願いします。
	委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長		それでは、お諮りいたします。 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定については、原案のとおり意見決定と許可が、決定いたしました。
		———— 日程第5 議案第3号 ————
議 長		次に、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から11番について、説明をお願いします。 まず、1番について、事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、4ページから6ページでございます。今月の申請件数につきましては、11件となっております。

事務局 議 長	それでは、1 番につきまして、ご説明いたします。 譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）は、〇〇、土地の所在は、平松、畑が1 筆で、面積が7 8 2 m²です。権利の内容は、所有権移転、農地区分は、第3 種農地、転用目的は、宅地造成で、申請理由は、宅地造成（3 区画）を計画し、販売したいとのことです。 以上で説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、農業委員1 5 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員 議 長	はい、農業委員1 5 番です。調査報告いたします。農地区分は、第3 種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から西に、約1 5 0 mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が市道、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、計画面積の妥当性は適当で、自己資金証明もあり、確実です。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。 次に、2 番について、事務局の説明を求めます。
事務局 議 長 委 員	それでは、2 番につきまして、ご説明いたします。 譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）は、〇〇、土地の所在は、加治木町小山田、畑1 筆で、面積が1, 8 8 0 m²です。権利の内容は、所有権移転、農地区分は、第2 種農地、転用目的は、資材置場で、申請理由は、自家用・販売用の木材置場として利用したいとのことです。 こちらの申請は、工事の完了報告があった日から3 年間6 か月ごとに事業の実施状況を報告することを許可書の条件に付します。 以上で説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、推進委員8 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、推進委員8 番です。調査報告いたします。農地区分は、第2 種農地であります。その他の農地に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北に、約4 0 0 mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が県道、西が里道、南が畑

委員	(転用申請地)、北が畑です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、3番につきまして、ご説明いたします。 譲受人(借人)は、〇〇、譲渡人(貸人)は、〇〇他2名、土地の所在は、中津野、田が1筆で、面積が297㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第1種農地、転用目的は、一般住宅で、申請理由は、自己の住宅を建築するためとのことです。 こちらの申請は、第1種農地のため、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員17番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、農業委員17番です。調査報告いたします。農地区分は、第1種農地であります。第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南東に、約150mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が河川区域、西が宅地、南が県道、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、4番につきまして、ご説明いたします。 譲受人(借人)は、〇〇、譲渡人(貸人)は、〇〇、土地の所在は、平松、畑が1筆で、面積が228㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、一般住宅で、申

事務局	請理由は、申請地を取得して、一般住宅を建築したいとのことです。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員4番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、推進委員4番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から西に、約10mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が市道、西が畑、南が畑、北が宅地です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長	次に、5番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、5番につきまして、ご説明いたします。 譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）は、〇〇、土地の所在は、東餅田、田が1筆で、面積が337㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、店舗で、申請理由は、申請地を取得して、飲食店舗の建築に利用するためとのことです。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員16番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、農業委員16番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から西に、約20mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が市道、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。

議 長 事務局 議 長 委 員 議 長 事務局 議 長	次に、6番について、事務局の説明を求めます。 それでは、6番につきまして、ご説明いたします。 譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）は、〇〇、土地の所在は、西餅田、地目は畑、1筆で、面積が525㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、宅地造成で、申請理由は、申請地は、住宅需要の条件が揃っているので、宅地造成（2区画）を計画したいとのことです。 こちらの申請は、隣接地3330-3の宅地の265.32㎡と一体利用で、全事業面積が790.32㎡となります。 以上で説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、農業委員15番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、農業委員15番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南東に、約50mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地と雑種地、西が市道と宅地、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、計画面積の妥当性は適当で、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。 次に、7番について、事務局の説明を求めます。 それでは、7番につきまして、ご説明いたします。 借人は、〇〇、他1名、貸人は、〇〇、土地の所在は、西餅田、地目は田、1筆で、面積が635㎡のうち281㎡です。権利の内容は、使用貸借権で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、一般住宅で、申請理由は、借家で手狭なため、自己住宅を建築したいとのことです。 以上で説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、農業委員14番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
--	---

	委員 はい、農業委員14番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から東に約250mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が市道、西が宅地、南が畑と宅地、北が田（転用申請地）です。申請実現の確実性として、計画面積の妥当性は適当で、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、農現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	次に、8番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、8番につきまして、ご説明いたします。 譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）は、〇〇、土地の所在は、脇元、地目は畑、1筆で、面積が428㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、グループホームで、申請理由は、障害者共同生活援助事業所を建築したいとのことです。 こちらの申請は、隣接地623-1の宅地の356.74㎡と一体利用で、全事業面積が784.74㎡となります。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員4番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、推進委員4番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から東に、約150mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が国道、西が市道、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、農現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	次に、9番について、事務局の説明を求めます。

事務局	それでは、9番につきまして、ご説明いたします。 譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）は、〇〇、土地の所在は、東餅田、地目は畑、3筆で、合計面積が409.13㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、貸駐車場で、申請理由は、周辺住民の利便性向上のため、貸駐車場として利用したいとのことです。 こちらの申請は、工事の完了報告があった日から3年間6か月ごとに事業の実施状況を報告することを許可書の条件に付します。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員14番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、農業委員14番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南東に、約350mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地と雑種地、西が墓地、南が宅地、北が宅地と墓地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	次に、10番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、10番につきまして、ご説明いたします。 譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）は、〇〇、土地の所在は、加治木町小山田、地目は田、1筆で、面積が405㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第2種農地、転用目的は、貸駐車場・物置で、申請理由は、貸駐車場・物置として利用したいとのことです。 参考資料の44ページに顛末書が添付されております。内容としましては、申請地の譲渡人の父親が農地法を理解しないまま物置を建築してしまった旨が記載されております。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員7番に代わりまして、農業委員4番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

	委員 はい、農業委員４番です。調査報告いたします。農地区分は、第２種農地でありますが、その他の農地に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北西に、約５００ｍの位置にあります。被害防除現況としましては、東が県道、西が宅地と雑種地と山林、南が雑種地、北が宅地です。申請実現の確実性としてしましては、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、農現地調査委員としてしましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	次に、１１番について、事務局の説明を求めます。
	事務局 それでは、１１番につきまして、ご説明いたします。 譲受人（借人）は、〇〇、他１名、譲渡人（貸人）は、〇〇、土地の所在は、蒲生町下久徳、地目は畑、１筆で、面積が２７８㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第２種農地、転用目的は、一般住宅で、申請理由は、借家で手狭になったため、自己住宅を建築したいということです。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員１１番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委員 はい、推進委員１１番です。調査報告いたします。農地区分は、第２種農地でありますが、その他の農地に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北西に、約２００ｍの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が市道、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性としてしましては、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としてしましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	これより、議案第３号、農地法第５条の規定による許可申請の処分決定についての、１番から１１番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	〔質疑・意見なし〕

議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 1 1 番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 1 1 番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。 ——— 日程第 6 議案第 4 号 ———
議 長	次に、日程第 6、議案第 4 号、非農地証明願について、議題に供します。 1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 4 号、非農地証明願についてご説明いたします。総会資料は、7 ページでございます。今月の申請件数につきましては、1 件となっております。 それでは、1 番につきまして、ご説明いたします。 申請地は、松原町三丁目の畑が 2 筆、合計面積は 4 2 m²です。農地区分は、第 3 種農地で、現況は宅地であります。平成 1 3 年頃に一般住宅が建築されて以降、宅地として利用されているとのことで、非農地証明願が提出されております。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農農業委員 1 6 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、農業委員 1 6 番です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地であります。申請地の位置は、〇〇から南東に約 1 0 0 m の位置にあります。被害防除現況としましては、東が市道、西が畑（転用許可地）、南が宅地、北が宅地と畑（転用許可地）です。非農地として認定するやむを得ない理由としましては、宅地となつてから 2 0 年以上経過しており、やむを得ないものと認めます。条件・特記事項は、特にありません。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。 以上で報告を終わります。

議 長	これより、議案第4号、非農地証明願について、質疑に入ります。 質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第4号、非農地証明願について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第4号、非農地証明願については、原案のとおり承認することに、決定しました。
——— 日程第7 議案第5号 ———	
議 長	次に、日程第7、議案第5号、農業振興地域整備計画の変更（除外）について、議題に供します。 1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第5号、農業振興地域整備計画の変更（除外）についてご説明いたします。総会資料は、8ページでございます。この議案につきましては、農業振興地域整備計画変更申請が市長部局に提出され、この変更計画に対して市長から意見を求められたものであります。今回の申請件数につきましては、農用地区域除外が1件となっております。 先般、担当委員と農業振興地域整備促進協議会委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告書の22ページに調査書がございますので、審議の参考としてください。 申請人は、〇〇、変更区分は、農用地区域除外、土地の所在は、加治木町小山田の田が1筆で、面積は533㎡、申請理由は、長年、不耕作になっていた申請地を購入して資材置場として利用したいとの話があり、除外後、農地法の5条で売買をし、所有権移転を行った後に資材置場として活用するためです。 なお、当該農地は、地域計画の区域外になっております。 以上で説明を終わります。

議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 7 番に代わりまして、農業委員 4 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、農業委員 4 番です。調査報告いたします。農地区分は、農用地区域内農地であります。申請地の位置は、〇〇から北西に、約 1 5 0 m の位置にあります。被害防除現況としましては、東が田、西が里道、南が田、北が用悪水路です。申請実現の確実性として、申請地を売買する計画で、買主が資材置場に転用することは確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見として、農現地調査委員としましては、承認意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第 5 号、農業振興地域整備計画の変更（除外）について、質疑に入ります。 質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第 5 号、農業振興地域整備計画の変更（除外）について、原案のとおり、承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 5 号、農業振興地域整備計画の変更（除外）については、原案のとおり、承認することに決定いたしました。
——— 日程第 8 議案第 6 号 ———	
議 長	次に、日程第 8、議案第 6 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）について、議題に供します。 1 番から 2 6 番について、事務局からの説明を求めます。
事務局	議案第 6 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について説明いたします。総会資料の 9 ページをご覧ください。 契約の始期は、令和 8 年 9 月 1 日を予定しております。契約件数につきましては、契約期間ごとに、2 年間で 1 件、3 年間で 2 件、

	事務局 5年間が2件、10年間が14件、耕作者変更に伴う残存期間が1件となっております。 契約の詳細につきましては、10ページから11ページをご確認ください。11ページの最後に合計を記載しておりますが、耕作者変更による契約筆数が合計4筆、合計面積が4,799㎡、新規契約が計22筆、合計面積31,898㎡となっております。 また、耕作者の要件につきましては、営農計画書による調査、農政コーディネーター等からの聞き取りを基に確認を行っております。 なお、農政課への「地域計画」にかかる意見照会につきましては、貸借予定地26筆中22筆が地域計画区域内であり、計画への支障なしとの回答がありましたことを報告いたします。 議事参与についてです。資料は11ページです。25番から26番が〇〇委員に関連する議案となっております。つきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定「議事参与の制限」に基づき、議案の採決に参加できませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。 以上で説明を終わります。
議 長	これより、議案第6号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、1番から26番について、質疑に入ります。 なお、25番から26番については、議事参与制限により、本日の総会に、それぞれ関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。 まず、1番から24番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第6号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、1番から24番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕

議 長 委 員	賛成多数により、議案第6号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、1番から24番については、原案のとおり承認することに、決定しました。 それでは、25番から26番の関係者、農業委員16番の退席をお願いします。 〔委員退席〕 それでは、25番から26番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。 〔質疑・意見なし〕
議 長 委 員	それでは、お諮りいたします。 議案第6号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、25番から26番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。 〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第6号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、25番から26番については、原案のとおり承認することに、決定しました。 農業委員16番の着席をお願いします。 ——— 日程第9 ———
議 長 事務局	次に、日程第9、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画貸借の認可について、事務局からの報告を求めます。 それでは、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可についての報告をいたします。別紙、農用地利用集積等促進計画の認可および公告について、鹿児島県知事通知をご覧ください。 県知事の認可日は、令和8年7月16日、同日付で公告となっております。貸付開始日は、令和8年8月1日で、契約の概要が2ページから3ページ、明細が4ページから6ページになりますのでご確認ください。5ページの最終行になりますが、新規契約の合計が

	事務局	28筆、36,026㎡、6ページが耕作者変更分で、合計7筆面積が6,829㎡となっております。 以上で報告を終わります。
議長		ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。
	委員	〔質疑・意見なし〕
議長		それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。
		———— 日程第10 ————
議長		次に、日程第10、農地利用集積計画（貸借）の合意解約について、事務局からの報告を求めます。
	事務局	それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約について報告をいたします。別紙、合意解約（7月分）をご確認ください。 今月は、5件が提出されております。内容につきましては、規模縮小、売買、耕作者変更等の要因で解約がなされております。 以上で報告を終わります。
議長		ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。
	委員	〔質疑・意見なし〕
議長		それでは、この案件も報告ですので、これで終わります。
		———— 日程第11 ————
議長		次に、日程第11、その他ですが、委員の皆さんから、何かございませんか。
	委員	〔意見等なし〕
議長		事務局からは、何かありませんか。
	事務局	○熱中症対策について ○作業服貸与に係る取り扱い等について ○自主・県外研修に係るアンケートの提出について

議 長	事務局	○農地の利用状況調査の実施時期について ○公務災害補償制度について
		それでは、以上をもちまして、令和8年7月、始良市農業委員会 総会を、閉会いたします。
	事務局	姿勢を正してください。一同礼。

議事録署名委員

署名委員_____

署名委員_____